

経営

相談

# 今後の歯科医院経営の 在り方 保険制度改革に 対する歯科医院経営

医療制度改革大綱に基づく改正法案が国会を通過して、今後改革の具体化がなされてくることとなります。

その基本的な考え方は、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現ということです。

この基本的な考え方を具体化して推進されることとなりますが、特に歯科医院経営について留意すべきは①診療報酬改正の動向と予防重視診療への移行、②医療法人制度改革への対応が当面の課題として挙げられます。

1

## 診療報酬改正の 動向と予防重視 診療への移行

平成18年4月以降の診療報酬改定は、前回の改定と同様にマイナス改定となりました。この傾向は今後も続くことは医療制度改革大綱の内容によるまでもなく明らかです。その具体的治療方針が予防重視医療への移行ということでもあるでしょう。

保険中心の診療を前提にすると、今後の治療については予防に重点を置いた診療への転換が必要となるでしょう。また、保険中心の診療から各歯科医院の独自性、専門性を打ち出した自由診療に重点を置いた歯科医院が増加してくることも予想されます。

実際、歯科医院の経営数値を見て

いると、診療収入平均との乖離の幅が大きくなっているように感じます。すなわち、診療収入の平均値はさほど変動がありませんが、個々の歯科医院の診療収入は大小に二極化の方向で進んでいるということです。特に、自由診療の収入については、開業年数が3年から4年経過したころより、各歯科医院の収入差が現れはじめ、以後その差が拡大していく傾向にあります。

このような違いが出てくるのは、患者さんに対する治療後のフォローがどのようになされていたかということに大きな違いがあると思います。このフォローの手法として定期健診を中心としたリコールがなされてきましたが、現在ではそれが患者さん側からみた予防というキーワードに代わってきていると思います。

患者さんの自主的な口腔衛生管理

の具体策として、予防という意識を歯科医院サイドでどのようにフォローしていくかということも重要となるでしょう。

そのことが、今後の医療制度改革、保険制度改革の方向性と上手くかみ合うと診療収入とのバランスもとれてくるのではないのでしょうか。

2

## 医療法人制度改革 への対応

医療法人制度については、歯科医院の関係でいうと、いわゆる「一人医療法人」の改正後の運営体制についての基本的な事項の見直しがなされてきます。

具体的には、医療法人の社会的な性格を前提にして「非営利・公益性」



歯科会計の橋本会計  
公認会計士・税理士 橋本 守

を見直す改正が予定されています。

そのなかでも医療法人制度改革として、平成19年4月以降の医療法人設立については出資額限度法人へ集約する改正がなされます。既に設立している医療法人については現行の取扱いのままですが、新しく設立される医療法人については出資額限度法人となります。

このことにより、新医療法人制度により設立された医療法人においては、医療法人からの脱退時はその出資額を限度として財産が返

還され、また、解散の場合も同様に  
出資額を限度として返還されること  
になります。

解散時に返還された以外の財産については、国または地方公共団体、他の医療法人へ引き継ぐこととなります。

医療法人の存続意義は地域医療の継続であるとの前提に、医療法人の解散が医療行為の中止とならないために、国や他の医療法人が引き続き継続するための方策として医療法人の継続に必要な運営財

産についての引継ぎを図ったものです。

よって、今後医療法人設立を検討している場合には、将来的な医療法人の継続に支障があることについてはできるだけ解決策を検討してから医療法人化を具体化する必要があるでしょう。

また、医療法人への出資財産については医療法人運営に必要なものに限定しておかないと解散時に返還を受けられない可能性がありますから注意が必要です。

